

賛助企業広告作成規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人大阪府理学療法士会生涯学習センター（以下、「当センター」という）における賛助企業広告の適正な作成および運用を定めることを目的とする

(適用範囲)

第2条 本規程は、当センターの事業活動において各企業から配布される資料および講習会等の幕間に表示される広告、当センターホームページ掲載のバナー、当センター発行のニュースへの掲載記事を対象とする

(広告形式)

第3条 賛助企業による広告は、次の基準に従うものとする

(1) 配布資料広告

ア サイズ：A4縦向き、1ページ以内

イ 形式：PDF形式で提出

ウ デザイン要件：

(ア) 明確で読みやすいフォントを使用（推奨フォント：Arial, メイリオ）

(イ) 視認性を考慮した配色（背景色と文字色のコントラストを確保）

(ウ) QRコードやURLリンクの正確性を確認

2 動画広告

(1) フォーマット：MP4形式

(2) 解像度：フルHD（1920x1080）

(3) 長さ：30秒以内

(4) 音声：BGMやナレーションを含む場合は、視聴を妨げない音量とする

3 バナー広告

(1) 画像サイズ：横320×縦135ピクセル

(2) 画像形式：「.jpg」又は「.png」形式画像データ

4 ニュースへの掲載

(1) ページの大きさ：A4サイズ

(2) カラー、白黒：どちらでも可能

(3) 写真の画素数：30万～48万画素

(広告回数)

第4条 賛助企業の広告回数は、1講習会（研修集会）につき配布資料、動画広告それぞれ1つとする

(内容制限)

第5条 賛助企業の広告内容は、以下に従うものとする

- (1) 医療・理学療法に関連した商品・サービスの広告に限る
- (2) 誇大広告、比較広告、虚偽表現を禁止する
- (3) 製品の適切な利用方法や効果を科学的根拠に基づいて説明する
- (4) 連絡先（電話番号、メールアドレス、URL）を明記する

(提出期限)

第6条 広告内容の提出は、広告掲載を希望する研修会の4週間前までに行うものとする

(審査および修正)

第7条 提出された広告は当センターが内容を審査し、必要に応じて修正を依頼する修正版は修正依頼から7日以内に再提出すること

(責任)

第8条 提供された広告内容に関する責任は、全て賛助企業に帰属するなお、当センターは内容の正確性や品質を保証しない

(規定の改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議を必要とする

(附則)

第10条 本規程は、令和7年4月1日から施行する